

虐待の防止のための指針

岡山居宅介護支援センター看護協会

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は、介護保険法の目的の一つである利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い。岡山居宅介護支援センター看護協会（以下「当事業所」という。）では、高齢者虐待防止法に規定されている、虐待を未然に防ぐ対策を共有しながら、早期発見に加え、虐待等が発生した場合の再発防止ができるように努めることとする。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 目的

当事業所は、虐待等を防止するための対策を検討することを目的として、虐待防止検討委員会を設置する。

委員会は虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することとする。

(2) 担当者並びに委員会の構成

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は事業所の管理者とし、委員は所属する介護支援専門員をもって構成する。虐待防止検討委員会は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と一体的に開催する。併設する岡山訪問看護ステーション看護協会、岡山デイナースィング看護協会と共有して構成し、委員長は馬場が務める。委員会の委員は、文箭、浅野、竹内とする。

(3) 委員会の開催

虐待防止検討委員会は3か月に1回開催するとともに、次の事項について検討し、職員に周知徹底を図る。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

なお、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ・ 研修で虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、指針に基づいた虐待の防止の徹底を図る。
- ・ 職員教育を組織的に徹底させるため、指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以

上の定期的な研修を実施または外部研修等に参加する。

- ・ 新規採用時には虐待の防止のための研修を実施する。
- ・ 研修内容についての記録を行う。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待の未然防止

当事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供に当たる。高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活を損なわれるような状態に置かれること」と定義している。職員は、高齢者虐待防止法に規定する養介護事業の従事者としての責務・適切な対応等を正しく理解する。

(2) 虐待等の早期発見

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部から把握しやすい立場にあることを認識し、日ごろから虐待の早期発見に努める。

※ケアマネジメントプロセス（初回面接、アセスメント、モニタリング、担当者会議等）において、「虐待予防・発見チェックシート」「虐待の種類及び具体例」を活用する。

(法第五条)

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係ある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

- ① 虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合、担当者に報告する。また、速やかに市町村の窓口に通報する。市町村が行う虐待等に対する調査等にも協力する。

(法第七条)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- ② 複数の関係者と連携をとりながら、利用者及び養護者の生活が支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応していく。

- ③ 介護支援専門員は居宅の養護者の支援者であるとともに、高齢者虐待防止法第二条第2項に規定する「要介護施設従事者等」でもあることから、高齢者虐待防止法二十一条第一項の通報にも該当する。よって上記第七条による通報義務の範囲以外にも広く通報義務を意識しなければならない。

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養

介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

5. 虐待等が発生した場合の通報・相談・報告体制に関する事項

(1) 通報・相談・報告

虐待が疑われる事案を発見した場合、速やかに市町村に通報し、併せて担当者へ報告する。

(2) 事実確認・協議

報告を受けた担当者は、市町村への通報後、事実確認を行い、客観的な情報をもとに委員会で協議を行う。

(3) 即時対応

緊急性が高い場合は、公的機関と連携し、即時対応をする。

(4) 継続支援

継続して対応が必要な場合は、関係者の合意による支援方針に基づいた対応を行う。

(5) 支援実施・モニタリング・報告

環境調整・サービス調整による支援の実施、モニタリング、適宜報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

養護者支援は虐待の未然防止・虐待の解消へつながる対応である。虐待の問題を利用者や家族等のみの問題として捉えるのではなく、その家庭が抱えている問題も理解して支援を行う。利用者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者及びその家族等に説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者や家族等からの求めに応じて、当事業所内の〇〇でいつでも閲覧できるようにする。

9. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

職員は当指針に定める研修のほか、自己研鑽に努める。また、日ごろから関係機関との連携を図ることとする。

10. 市町村通報窓口

当事業所の通報窓口は以下のところとする

- ・各地域包括支援センター
- ・岡山市介護保険課

電話番号 086-803-1240

附 則 本指針は、2024（令和6）年4月1日から施行する。